



幸せを運ぶコウノトリと
共生するまちづくり
雲南市

都市再生推進法人の募集開始について

令和8年9月1日

「都市再生推進法人」を募集します ～官民連携まちづくりの促進に向けて～

雲南市では、令和7年度まちづくりの目標と方向性を示す、第3次総合計画を策定し「どこでも安心して暮らせるまち」の実現に向け、中心市街地の活力維持と周辺地域とのネットワーク強化を重点テーマとし、エリアプラットフォームの促進を図ることとしております。

今後、民間を含む多様な主体の参画がより重要となることから、民間主体による官民連携のまちづくりが促進される取組として、令和8年9月1日から都市再生推進法人の募集を開始します。

1 都市再生推進法人の概要

都市再生特別措置法に基づき、都市再生の取組を重点的に実施すべき区域（「立地適正化計画区域」）における、地域のまちづくりの中核を担う法人として、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に、市が公的な位置づけを与え、その積極的な活用を図る制度です。

2 主な業務

- （1）まちなかのにぎわいや交流創出のための施設整備や管理運営
公共施設、駐車場、駐輪場の管理・運営
各種協定に基づく施設の整備及び管理
- （2）地域の魅力・活力を高める情報発信やイベントの実施 など

3 実施（活動）区域

立地適正化計画区域内とする。

※当面は、モデル地区として立地適正化計画区域内の木次・三刀屋地域（居住誘導区域内）での活動に限定する。

4 制度導入によるまちづくりのメリット

まちづくり活動の実績がある団体を「都市再生推進法人」として公的な役割を付与し、都市再生整備計画の提案や各種協定の参画が可能となり、まちづくりのコーディネーターや推進主体として、民間の意向や自由な発想をより反映した官民連携のまちづくりが促進されます。

具体的には、公共空間や民間空地の活用、公共施設の管理・運営など、まちなかの課題解決や更なる魅力向上に向けた取組の実施やその支援などが期待されます。

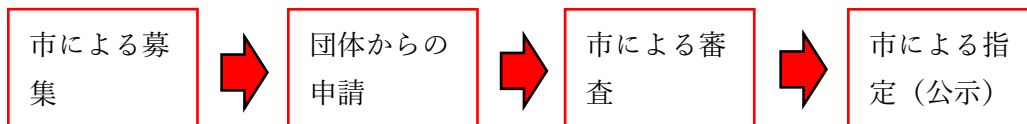
5 今後のスケジュール

- (1) 令和8年9月1日から立地適正化計画区域内の木次・三刀屋地域（居住誘導区域内）をモデル地区として募集開始
- (2) その後、他地域を随時募集（後日、別途周知）

6 「都市再生推進法人」の指定を受けられる団体

- (1) 一般社団法人（公益含む）
- (2) 一般財団法人（公益含む）
- (3) NPO法人
- (4) 株式会社などのまちづくり会社 等

7 指定の流れ



申請を受理した後、業務を適正かつ確実に行うことができるかどうか、下記の基準等に基づき審査を行います。

【指定基準の例】

- ・まちづくりの推進が活動目的
- ・まちづくりの活動実績
- ・市内に事務所を有し、雲南市立地適正化計画区域内で活動 など

8 問い合わせ先

- (1) 住所 〒699-1392 雲南市木次町里方521番地1
- (2) 担当課 雲南市建設部都市計画課（都市計画グループ）
- (3) 電話番号 0854-40-1064（直通）
- (4) 電子メール toshikeikaku@city.unnan.shimane.jp